

白鈴こども園重要事項説明書（2・3号認定）

〈令和6年4月1日現在〉

1 経営主体者

経営主体者の名称	社会福祉法人福郷会
代表者氏名	理事長 大久保 諭
経営主体者の所在地	熊本県菊池郡菊陽町沖野1丁目18番2号
経営主体者の電話番号	096 - 282-8460
事業の内容	保育園、認定こども園の運営

2 事業の目的

認定こども園法第2条第7項に基づき、幼保連携型認定こども園として乳児および幼児の保育・教育事業を行うこと。

3 保育の基本方針

- (1) 当園は、保育・教育を必要とする乳幼児を日々受け入れ保育・教育を提供し、常に子どもの最善の利益を考慮し、健やかで心豊かに育つよう養護及び教育を一体的に行う。
- (2) 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援などを行う。

4 施設の概要

名 称	白鈴こども園							
所在地	熊本県菊池郡菊陽町新山1丁目2番32号							
電話番号	096-232-2764							
事業開始年月日	2019年4月1日保育園事業開始、2022年4月1日認定こども園へ移行							
施設長氏名	竹本 二美栄							
特別保育実施状況	延長保育							
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号定員				6人	7人	7人	20人
	2号定員				18人	18人	18人	54人
	3号定員	12人	16人	18人				46人
	合計	12人	16人	18人	24人	25人	25人	120人
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の職務の質を高めるために、全ての職員に実施							
嘱託医	(内科)河野内科クリニック：河野正一郎、(歯科)長野歯科医院：長野靖弘							
学校薬剤師	薬剤師 天方 奉子							

5 開所日・開園時間及び休園日

(2号3号認定の場合)

開園日	月曜日～金曜日	土曜日
標準保育時間	7時00分～18時00分	7時00分～18時00分
延長保育（標準保育）	18時00分～19時00分	
短時間保育時間	8時00分～16時00分	8時00分～16時00分
延長保育（短時間）	7時00分～8時00分	7時00分～8時00分
	16時00分～19時00分	16時00分～18時00分
一斉休園の状況	日曜日、国民の祝日、年末年始12月29日～1月3日	

6 施設の概要

建物の構造	木造平屋建て（延べ床面積810.41㎡）
主な設備等	0歳児室（52.82㎡）1歳児室（52.82㎡）2歳児室（72.57㎡） 3歳児室（63.57㎡）4歳児室（63.57㎡）5歳児室（56.26㎡） ホール（121.12㎡）調乳室、調理室、事務室（医療スペース有） トイレ、相談室、園庭（529.00㎡）

7 職員の配置状況

職名	人数
園長	常勤1人
副園長	常勤1人
主幹保育教諭	常勤1人
保育教諭 保育士・保育補助	常勤、非常勤・入所児童に応じて国の配置基準以上の人数を配置
調理員	栄養士常勤1人、非常勤3人
看護師	常勤1人
事務	常勤1人

8 保護者の負担について

(1) 保育料

保育料は菊陽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例に定められています。口座引き落としにて保護者より徴収します。

(2) 給食費

3～5歳児クラス：主食代1,000円/月、副食代4,500円/月を口座引落としにて徴収します。

(3) 実費徴収

保育料のほかに保護者にご負担いただくものとして、新学期用品、体操服、園児服、カラー帽子、園外保育交通費等についてご負担いただくことがあります。徴収額は年齢などによって異なります。全園児スポーツ振興代（年額250円）

(4) 延長保育料 (2号、3号認定)

保育標準時間利用者においては、18:00～19:00 1回 200円

保育短時間利用者においては、7:00～8:00 及び 16:00～19:00 30分 100円

翌月現金にて保護者より徴収します。

- (5) 保育料、給食費、延長保育料の金額や徴収理由等について保護者に事前に説明し、書面の同意を得ることとする。2ヶ月以上の滞納が発生した場合は、園長との面談を行い対応を協議します。

9 給食について

当園の給食の方針	子どもたちの健やかな成長発達を願い、食育計画をもとに地産地消の安心安全な食材にこだわり、栄養バランスや旬の食べ物、地域の伝統食など考慮しながら献立に取り入れています。 各年齢の発達をふまえ、個々の子どもに合わせた調理を行い、みんなで楽しく食事ができるように心がけています。
昼食・おやつ	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。 ・0・1・2歳児は、給食と午前・午後のおやつがあります。 ・3・4・5歳児は、給食（主食・副食）と午後のおやつがあります。
アレルギー等への対応	食物アレルギーのお子様については、医師の指示に従って、保護者の方と保育所が十分に連携を取りながら除去食・代替食などで対応します。入園時にアレルギー調査を行います。

10 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園の集い 慣らし保育 内科検診
5月	幼年消防クラブ結成式 芋や野菜の苗植え 移動動物園 未満児保育参観
6月	歯科検診 以上児保育参観 年長児フッ化物洗口事業開始（通年）
7月	プール開き 七夕会 年長児園外保育
8月	観劇会 夏祭りごっこ
9月	陽かりの郷交流会
10月	運動会 内科検診
11月	歯科検診 秋の遠足 芋ほり
12月	防火パレード クリスマス会 発表会
1月	縄跳び会 凧揚げ会
2月	豆まき会 幼年消防クラブ修了式 縄跳び会
3月	ひな祭り会 お別れ会 ふれあいDay 卒園式
毎月実施	誕生会 身体測定 避難訓練（火災・地震・消火） 交通安全指導 食育の日 防犯訓練 防災訓練 安全点検・クリーンデー 3歳以上児は、各年齢に応じてクッキング活動 3歳以上児は、体操教室を実施

11 本園の個人情報の取扱い方針について

本園では、個人情報の保護に関する法令及びその他の関連法規を遵守し、本園に入園する児童その他保護者等の個人情報の保護に努めます。

本園は、収集した個人情報を保育活動や保育所運営の正当な利用目的の範囲内で適切に取り扱い、職員には個人情報の重要性の認識を徹底し、お預かりしている情報の漏えい・紛失などの防止に努めます。ただし、虐待等の違法性の高い場合や保育所運営上に緊急且つ著しい問題や違法性の疑われる問題のある場合は、この限りではありません。

(1) 個人情報の取得について

(イ) 本園が個人情報を取得する際は、適法かつ公正な手段により取得いたします。

(ロ) 人種、宗教、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪歴その他社会的差別の原因になる事項についての情報等特別の非公開情報については、法令等に基づく場合又は生命身体の保護等に必要な場合や、保育所運営上に緊急且つ著しい問題や違法性の疑われる問題の場合等を除き取得しません。

(2) 個人情報の利用目的について

本園では、皆様からご提供いただく下記書類の個人情報は、下記一覧表記載の主たる利用の通りに利用するほか、同様の情報管理が保たれている機関（行政機関、医療機関、教育機関、福祉機関など）との連携や本園内の保育研究活動、管理運営上の正当な目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

《個人情報の 主な利用目的》

- ・入所申込み・入園に関する業務
- ・保護者との連絡に関する業務
- ・園児の保育に関する業務
- ・園児の記録管理に関する業務
- ・園児の健康管理の把握に関する業務
- ・卒園児の確認に関する業務
- ・保護者会役員名簿作成。

(3) 個人情報の提供について

本園は、皆様からご提供頂いた個人情報を、利用目的の達成に必要な範囲で、法令等で認められている正当な理由及び必要性（保育所運営上に緊急且つ著しい問題や違法性の疑われる問題）がある場合を除き、第三者に提供いたしません。

(4) 個人情報の正確性の確保について

(イ) 本園は、利用目的の達成に必要な範囲で、保有する個人情報を正確かつ最新の内容に保つように努力します。

(ロ) 住所、氏名、電話番号等、お届けされている情報に変更があった場合、また、訂正が必要な際は速やかに本園までお申し出ください。

## 1 2 児童虐待防止のための措置

本園は、本園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のため、下記事項にあてはまる虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、児童福祉法第25条児童虐待の防止等に関する法律第6条の規定に基づき、児童相談所、または各自治体担当課へ速やかに通告いたします。

●児童虐待防止法で定めた虐待の種類

<p>① 身体的虐待</p> <p>「児童の心身に外傷を生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること」です。殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる、逆さづりにする、激しく揺さぶる、たばこの火を押し付ける、異物を含ませる、戸外に閉め出すなどがあげられます。</p>	<p>②性的虐待</p> <p>「児童にわいせつな行為をすること、または児童にわいせつな行為をさせること」です。子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・そののかし、性器を触るまたは触らせるなどがあげられます。性器や性交を見せたり、ポルノグラフィーの被写体を強要する行為なども当てはまります。</p>
<p>③ネグレクト</p> <p>「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置や遺棄、子どもにとって適切な養育を行わないこと」です。適切な食事を与えない、衣類を長期に渡って着替えさせない、極端に不潔なままにする、重大な病気になっても医者に連れて行かない、子どもを遺棄するなどの行為をいいます。子どもの意思に反して登園させないことも含まれる場合があります。</p>	<p>④心理的虐待</p> <p>「児童への暴言、拒絶的な対応、面前でのDV等、児童に心理的外傷を与えること」です。言葉による脅かし、大声による威嚇や罵声、極端に無視する、拒否的な態度を示す、心を傷つけるようなことを繰り返し言う、「殺したい」「生まなければよかった」「かわいくない」など他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをするなどがあります。なお、子どもの目の前でドメスティックバイオレンス（配偶者からの暴力）が行われるなど、子どもへの被害が間接的なものであっても含まれます</p>

1.3 その他保護者に説明すべき事項

本園の利用に当たっては以下の事項にご協力ください。

- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・担任の呼び出し電話は保育の妨げになります。用件は電話に出た職員にお伝えください。
- ・車は駐車場をご利用ください。なお、駐車場内・外の事故については一切責任を負いません。
- ・小・中学生だけのお迎えはできません。
- ・帰宅時に通園バックの中の持ち物の確認をお願いします。